



令和6年度第2回 宇土市地域公共交通会議 宇土市地域公共交通活性化協議会資料



令和7年1月23日（木）14時～
宇土市役所1階会議室1



議事内容



協議事項

- 【議案第1号】 令和6年度事業評価について P 2
- 【議案第2号】 ミニバス「のんなっせ」ルートの見直しについて【R7.4改正予定】 P 6
- 【議案第3号】 予約型乗合タクシー「のりのり号」市内中心部指定乗降場所の変更について P 2 3

報告事項

- 【報告第1号】 令和6年度宇土市コミュニティ交通の運行実績について P 2 4
- 【報告第2号】 宇土市地域公共交通会議運賃料金部会の開催及び協議結果について P 3 4
- 【報告第3号】 宇土市予約型乗合タクシー「のりのり号」デジタル化実証事業について P 3 7
- 【報告第4号】 九州産交グループ令和7年10月実施路線再編について（資料当日配布）

その他

- 今後のスケジュール P 4 1



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

宇土市コミュニティ交通運行事業について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条第5項の規定により、事業評価を行った。

本会議の承認をもって、協議会評価として九州運輸局に提出予定。

□ 評価対象事業

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持）

□ 評価期間

令和5年10月1日～令和6年9月30日



令和6年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和 年 月 日

協議会名： 宇土市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持）

※評価項目の説明※

④事業実施の適切性

- A: 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
- B: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
- C: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

⑤目標・効果達成状況

- A: 事業が計画に位置付けられた目標を達成した（する見込み）
- B: 事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった（一部達成できない見込み）
- C: 事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった（達成できない見込み）

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
(有)西田タクシー	ミニバス網津・緑川線の運行	老朽化したバス停や認識が困難になっているバス停の整備や、無料運行を実施し、乗車機会の創出と公共交通に対する意識啓発による利用促進に取り組んだ。 また、公共交通マップの配布や広報紙、HP、各種SNSにより幅広い年齢層へ情報発信を行った。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	A ・（目標：年間利用者数）5,300人 実績：5,476人（達成率103%） ※目標達成 ・（目標：1便当たりの利用者数）4.0人 実績：4.1人（達成率103%） ※目標達成	事業は適切に実施されており、目標も達成できた。 本システムは他系統と比較すると利用者が多いが、今後も利用者を増やすため、地域公共交通計画との整合性を図りながら、ルートの見直しや広報紙・SNS等を活用し、積極的な利用啓発に努めていく。
(有)西田タクシー	ミニバス宇土北部線の運行	老朽化したバス停や認識が困難になっているバス停の整備や、無料運行を実施し、乗車機会の創出と公共交通に対する意識啓発による利用促進に取り組んだ。 また、公共交通マップの配布や広報紙、HP、各種SNSにより幅広い年齢層へ情報発信を行った。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	A ・（目標：年間利用者数）5,300人 実績：5,476人（達成率103%） ※目標達成 ・（目標：1便当たりの利用者数）3.0人 実績：3.2人（達成率107%） ※目標達成	事業は適切に実施されており、目標も達成できた。 本システムは他系統と比較すると大幅に増加傾向にある。今後もより利用者を増やすため、地域公共交通計画との整合性を図りながら、ルートの見直しや広報紙・SNS等を活用し、積極的な利用啓発に努めていく。



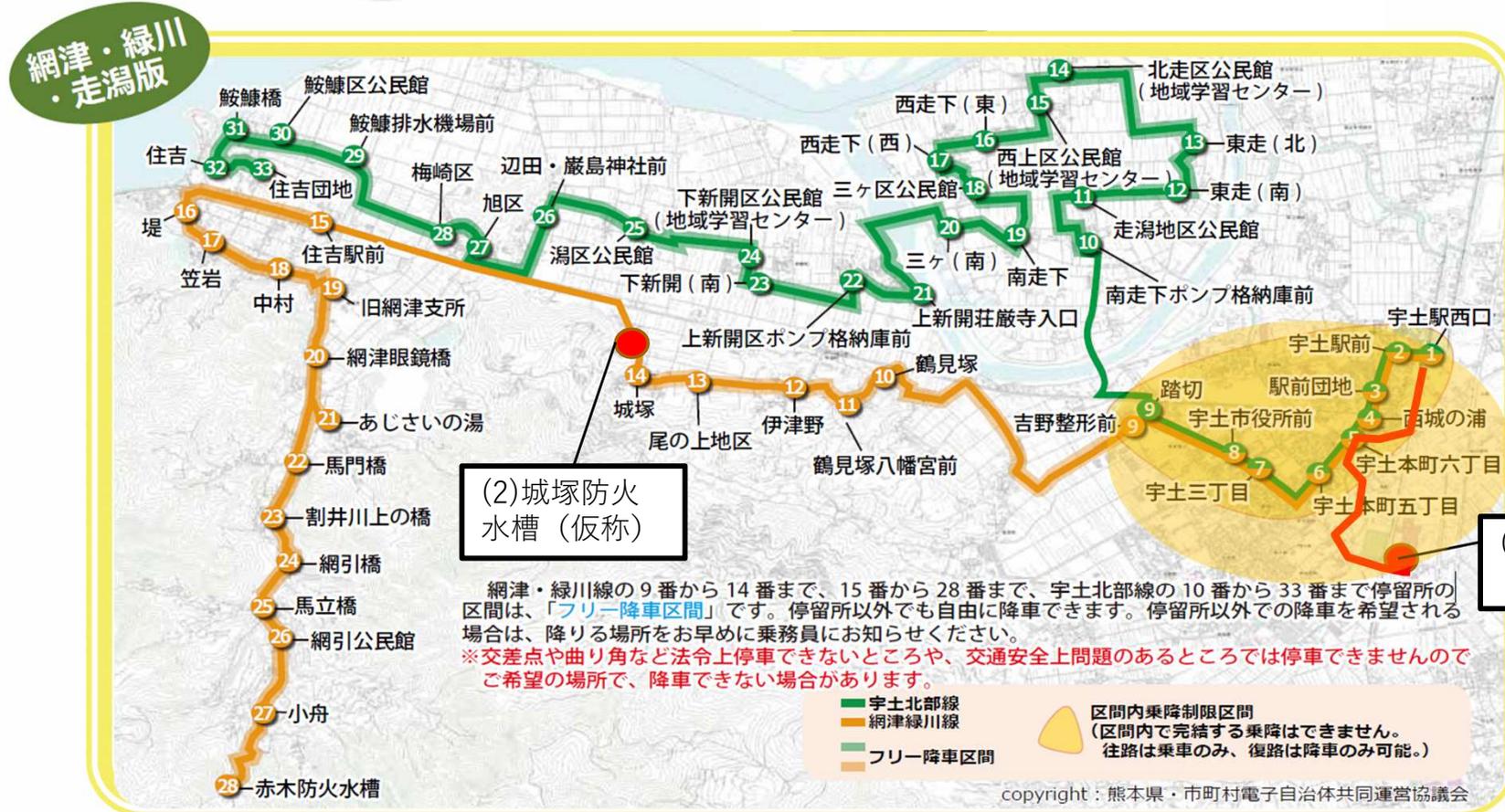
①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
宇城タクシー(有)	ミニバス轟線の運行	老朽化したバス停や認識が困難になっているバス停の整備や、無料運行を実施し、乗車機会の創出と公共交通に対する意識啓発による利用促進に取り組んだ。 また、公共交通マップの配布や広報紙、HP、各種SNSにより幅広い年齢層へ情報発信を行った。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B ・(目標:年間利用者数)5,300人 実績:5,476人(達成率103%) ※目標達成 ・(目標:1便当たりの利用者数)2.0人 実績:0.5人(達成率25%) ※目標未達成	事業は適切に実施されたが、1便当たりの利用者数の目標が未達成であった。本システムは運行エリアが市街地に近く、需要の掘り起こしが難しい系統である。そのため、地域公共交通計画との整合性を図りながら、様々な輸送資源を活用した交通体系を検討していく。
宇城タクシー(有)	ミニバス花園北部線の運行	老朽化したバス停や認識が困難になっているバス停の整備や、無料運行を実施し、乗車機会の創出と公共交通に対する意識啓発による利用促進に取り組んだ。 また、公共交通マップの配布や広報紙、HP、各種SNSにより幅広い年齢層へ情報発信を行った。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	A ・(目標:年間利用者数)5,300人 実績:5,476人(達成率103%) ※目標達成 ・(目標:1便当たりの利用者数)2.3人 実績:2.9人(達成率126%) ※目標達成	事業は適切に実施されており、目標も達成できた。本システムは他系統と比較すると増加傾向にある。今後もより利用者を増やすため、地域公共交通計画との整合性を図りながら、ルートの見直しや広報紙・SNS等を活用し、積極的な利用啓発に努めていく。
宇城タクシー(有)	ミニバス花園南部線の運行	老朽化したバス停や認識が困難になっているバス停の整備や、無料運行を実施し、乗車機会の創出と公共交通に対する意識啓発による利用促進に取り組んだ。 また、公共交通マップの配布や広報紙、HP、各種SNSにより幅広い年齢層へ情報発信を行った。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B ・(目標:年間利用者数)5,300人 実績:5,476人(達成率103%) ※目標達成 ・(目標:1便当たりの利用者数)2.0人 実績:1.6人(達成率80%) ※目標未達成	事業は適切に実施されたが、1便当たりの利用者数の目標が未達成であった。本システムは他系統と比較すると減少傾向にあり、ニーズを把握し需要の掘り起こしが必要と思われる。また、より利用者を増やすため、地域公共交通計画との整合性を図りながら、ルートの見直しや広報紙・SNS等を活用し、積極的な利用啓発に努めていく。



①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
産交バス(株)	コミュニティバス(循環線)の運行	<p>無料運行や乗り方教室、イベントなどに合わせた周知啓発等、乗車機会の創出と公共交通に対する意識啓発による利用促進に取り組んだ。</p> <p>また、公共交通マップの配布や広報紙、HP、各種SNSにより幅広い年齢層へ情報発信を行った。</p>	<p>A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。</p>	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(目標:年間利用者数)10,600人 実績:11,894人(達成率112%) ※目標達成 ・(目標:収支率)12% 実績:11.1%(達成率93%) ※目標未達成 	<p>事業は適切に実施されたが、収支率の目標が未達成であった。本系統は市街地を循環する系統であり、市街地の拠点間の移動を目的としており、利用者は増加傾向にある。今後もより利用者を増やすため、地域公共交通計画との整合性を図りながら、ルートの見直しや路線バスやJR、ミニバス等の他の交通機関との接続性の向上を検討していく。また、広報紙やSNS等を活用し、積極的な利用啓発に努めていく。</p>
宇城タクシー(有)	デマンドバス(網田地区)の運行	<p>高齢者福祉部門と連携した各種説明会における周知活動や、愛称を「のりのり号」と決定する等、乗車機会の創出と公共交通に対する意識啓発による利用促進に取り組んだ。</p> <p>さらに、公共交通マップの配布や広報紙、HP、各種SNSにより幅広い年齢層へ情報発信を行った。</p>	<p>A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。</p>	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(目標:年間利用者数)804人 実績:1,256人(達成率156%) ※目標達成 ・(目標:収支率)25.3% 実績:21.4%(達成率85%) ※目標未達成 	<p>年間利用者数は目標達成したが、収支率が未達成であった。運行開始当初から比較すると徐々に利用者が増加している。運行事業者の予約・配車業務の負担軽減、及び利用者の利便性向上のため、LINE予約・運行管理システムを導入し、併せてスマホ教室の実施等により利用啓発に努める。</p>



1 「網津・緑川線」、「宇土北部線」のルート改正及び停留所新設



(2)城塚防火水槽(仮称)

(1)宇土シティ
■ は延伸ルート



(1) 「宇土駅西口」止まりを「宇土シティ」まで延伸する。

【延伸理由】

高齢者の利用が多く、主な用途は「通院」又は「買い物」であることから、利便性の向上を図るため、「宇土シティ」まで延伸する。

※地域公共交通計画に基づく取組でもある。

(2) 網津・緑川線のルート上に停留所を新設する。 停留所名：（仮称）城塚防火水槽

【延伸理由】

城塚区からの要望により、停留所を新設する。





「石小路町」のバス停を「かなもり地域ケアクリニック」に移設する。

【移設理由】

現停留所である「石小路町」の利用者は、「かなもり地域ケアクリニック」の利用者のみ。よって、利便性向上のため、バス停をクリニック内に移設する。

《参考：「石小路町」バス停利用者数》

	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月
月ごとの利用者数	8人	7人	8人	13人	18人
1便当たりの利用者数	0.13人	0.10人	0.13人	0.20人	0.25人



(1) 「宇土駅西口」止まりを「中野区」「松原区」経由で「馬之瀬区」まで延伸する。



《延伸ルート・新停留所》
(総延長2.4 k m、8分)

宇土駅西口

↓ ↑ (延長0.5 k m、2分)

【新】①中野区公民館

↓ ↑ (延長0.7 k m、2分)

【新】②西安寺

↓ ↑ (延長1.2 k m、4分)

【新】③馬之瀬小原商店前

フリー降車区間



【バス停新設理由】

① 中野区公民館

ルート見直しに伴い、馬之瀬区、三拾町区、中野区の民生委員に聞き取りを行ったところ、中野区において外出時に不便をされている方の情報を把握したため。



② 西安寺

松原区住民からの要望

③ 馬之瀬小原商店前

- ・ 議員からの要望
- ・ 馬之瀬区長にバス停新設の話をしたところ、人が集まりやすい小原商店前に設置する提案をされた。



新設停留所 ①(仮称) 中野区公民館





新設停留所



② (仮称) 西安寺



③ (仮称) 馬之瀬小原商店前





(2) 花園南部線の延伸に伴い、1便当たりの運行時間が8分長くなったため、運行便数の調整が必要となり、利用者の少ない4便目(最終便：宇土駅西口発 百合ヶ丘行き)を廃止する。

現行		①	⑤	③	⑦
停留所	1便	3便	停留所	2便	4便
20 三日区公民館	8:30	13:00	① 宇土駅西口	10:25	15:00
19 宇土スポーツセンター	8:32	13:02	② 宇土駅前	10:26	15:01
18 佐野区公民館下	8:34	13:04	③ 駅前団地	10:27	15:02
17 花園台	8:37	13:07	④ 西城の浦	10:28	15:03
16 上古閑	8:40	13:10	⑤ 宇土本町六丁目	10:29	15:04
15 曾畑区公民館	8:43	13:13	⑥ 石小路町	10:30	15:05
14 布古閑団地	8:46	13:16	⑦ 宇土合同庁舎前	10:31	15:06
13 布古閑区公民館	8:49	13:19	⑧ 宇土三丁目	10:32	15:07
12 岩熊区公民館	8:52	13:22	⑨ 市民会館前	10:35	15:10
11 クロス21UTO	8:56	13:26	⑩ 宇土シティモール南口	10:37	15:12
10 宇土シティモール南口	9:01	13:31	11 クロス21UTO	10:42	15:17
9 市民会館前	9:03	13:33	12 岩熊区公民館	10:46	15:21
8 宇土三丁目	9:06	13:34	13 布古閑区公民館	10:49	15:24
7 宇土合同庁舎前	9:07	13:35	14 布古閑団地	10:52	15:27
6 石小路町	9:08	13:36	15 曾畑区公民館	10:55	15:30
5 宇土本町六丁目	9:09	13:37	16 上古閑	10:58	15:33
4 西城の浦	9:10	13:38	17 花園台	11:01	15:36
3 駅前団地	9:11	13:39	18 佐野区公民館下	11:04	15:39
2 宇土駅前	9:12	13:40	19 宇土スポーツセンター	11:06	15:40
1 宇土駅西口	9:13	13:41	20 三日区公民館	11:08	15:42

現行		②	⑥	④	⑧
停留所	1便	3便	停留所	2便	4便
25 百合ヶ丘	9:35	14:00	① 宇土駅西口	11:45	16:10
24 立岡区公民館	9:38	14:03	② 宇土駅前	11:46	16:11
23 下花園	9:40	14:05	③ 駅前団地	11:47	16:12
22 花園橋	9:42	14:07	④ 西城の浦	11:49	16:14
21 古保里区公民館	9:43	14:08	⑤ 宇土本町六丁目	11:50	16:15
20 花園岡崎商店前	9:45	14:10	⑥ 石小路町	11:51	16:16
19 花園小学校前	9:46	14:11	⑦ 宇土合同庁舎前	11:52	16:17
18 境目松山	9:48	14:13	⑧ 宇土三丁目	11:53	16:18
17 五色坂	9:52	14:17	⑨ 市民会館前	11:54	16:19
16 榎コミュニティセンター	9:54	14:19	⑩ 宇土シティモール南口	11:57	16:22
15 宝林寺前	9:55	14:20	11 トライアル	12:01	16:26
14 境目	9:56	14:21	12 境目団地	12:03	16:28
13 善道寺	9:58	14:23	13 善道寺	12:05	16:30
12 境目団地	10:00	14:25	14 境目	12:07	16:32
11 トライアル	10:02	14:27	15 宝林寺前	12:08	16:33
10 宇土シティモール南口	10:06	14:31	16 榎コミュニティセンター	12:09	16:34
9 市民会館前	10:09	14:34	17 五色坂	12:11	16:36
8 宇土三丁目	10:10	14:35	18 境目松山	12:15	16:40
7 宇土合同庁舎前	10:11	14:36	19 花園小学校前	12:17	16:42
6 石小路町	10:12	14:37	20 花園岡崎商店前	12:18	16:43
5 宇土本町六丁目	10:13	14:38	21 古保里区公民館	12:20	16:45
4 西城の浦	10:14	14:39	22 花園橋	12:21	16:46
3 駅前団地	10:16	14:41	23 下花園	12:22	16:48
2 宇土駅前	10:17	14:42	24 立岡区公民館	12:25	16:50
1 宇土駅西口	10:18	14:43	25 百合ヶ丘	12:28	16:53

≪北部線・南部線の停留所移設≫
 現行「⑥石小路町」
 ↓
 移設後
 「かなもり地域ケアクリニック」

≪南部線の便数調整≫
 ・宇土駅西口から馬之瀬方面にルートを延伸(8分延長)したことで、運行便数の調整が必要
 ↓
 【4便(最終便)】廃止
 発：宇土駅西口(16:10)
 着：百合ヶ丘(16:53)

枠内 で完結する乗降は出来ません。
 枠内 で完結する乗降は出来ません。

(※1) 障がい者割引対象者は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者。



北部線 移設後

南部線移設かつ減便後



花園北部線
毎週水曜・金曜運行

停留所	① 1便	⑤ 3便	停留所	③ 2便	⑦ 4便
20 三日区公民館	8:30	13:00	① 宇土駅西口	10:25	15:00
19 宇土スポーツセンター	8:32	13:02	② 宇土駅前	10:26	15:01
18 佐野区公民館下	8:34	13:04	③ 駅前団地	10:27	15:02
17 花園台	8:37	13:07	④ 西城の浦	10:28	15:03
16 上古閑	8:40	13:10	⑤ 宇土本町六丁目	10:29	15:04
15 曾畑区公民館	8:43	13:13	⑥ かなもり地域ケアクリニック	10:30	15:05
14 布古閑団地	8:46	13:16	⑦ 宇土合同庁舎前	10:31	15:06
13 布古閑区公民館	8:49	13:19	⑧ 宇土三丁目	10:32	15:07
12 岩熊区公民館	8:52	13:22	⑨ 市民会館前	10:35	15:10
11 クロス21UT0	8:56	13:26	⑩ 宇土シティモール南口	10:37	15:12
10 宇土シティモール南口	9:01	13:31	11 クロス21UT0	10:42	15:17
9 市民会館前	9:03	13:33	12 岩熊区公民館	10:46	15:21
8 宇土三丁目	9:06	13:34	13 布古閑区公民館	10:49	15:24
7 宇土合同庁舎前	9:07	13:35	14 布古閑団地	10:52	15:27
6 かなもり地域ケアクリニック	9:08	13:36	15 曾畑区公民館	10:55	15:30
5 9:09	13:37	16 上古閑	10:58	15:33	
4 西城の浦	9:10	13:38	17 花園台	11:01	15:36
3 駅前団地	9:11	13:39	18 佐野区公民館下	11:04	15:39
2 宇土駅前	9:12	13:40	19 宇土スポーツセンター	11:06	15:40
1 宇土駅西口	9:13	13:41	20 三日区公民館	11:08	15:42

花園南部線
毎週水曜日・金曜日運行

停留所	② 1便	⑥ 3便	停留所	④ 2便	4便
25 百合ヶ丘	9:35	14:00	① 宇土駅西口	11:45	
24 立岡区公民館	9:38	14:03	② 宇土駅前	11:46	
23 下花園	9:40	14:05	③ 駅前団地	11:47	
22 花園橋	9:42	14:07	④ 西城の浦	11:49	
21 古保里区公民館	9:43	14:08	⑤ 宇土本町六丁目	11:50	
20 花園岡崎商店前	9:45	14:10	⑥ かなもり地域ケアクリニック	11:51	
19 花園小学校前	9:46	14:11	⑦ 宇土合同庁舎前	11:52	
18 境目松山	9:48	14:13	⑧ 宇土三丁目	11:53	
17 五色坂	9:52	14:17	⑨ 市民会館前	11:54	
16 榎コミュニティセンター	9:54	14:19	⑩ 宇土シティモール南口	11:57	
15 宝林寺前	9:55	14:20	11 トライアル	12:01	
14 境目	9:56	14:21	12 境目団地	12:03	
13 善道寺	9:58	14:23	13 善道寺	12:05	
12 境目団地	10:00	14:25	14 境目	12:07	
11 トライアル	10:02	14:27	15 宝林寺前	12:08	
10 宇土シティモール南口	10:06	14:31	16 榎コミュニティセンター	12:09	
9 市民会館前	10:09	14:34	17 五色坂	12:11	
8 宇土三丁目	10:10	14:35	18 境目松山	12:15	
7 宇土合同庁舎前	10:11	14:36	19 花園小学校前	12:17	
6 かなもり地域ケアクリニック	10:12	14:37	20 花園岡崎商店前	12:18	
5 宇土本町六丁目	10:13	14:38	21 古保里区公民館	12:20	
4 西城の浦	10:14	14:39	22 花園橋	12:21	
3 駅前団地	10:16	14:41	23 下花園	12:22	
2 宇土駅前	10:17	14:42	24 立岡区公民館	12:25	
1 宇土駅西口	10:18	14:43	25 百合ヶ丘	12:28	

馬之瀬小原商店前(仮) 11:37
 2便(延伸) 西安寺(仮) 11:41
 中野区公民館(仮) 11:43

「花園南部線」

- ・【1便】変更なし
朝イチに市街地から自宅へ帰る方はほぼいないと考えられるため、1便は変更なし(馬之瀬まで延伸しない)。
- ・【2便】起点を馬之瀬小原商店前に変更(延伸)
馬之瀬小原商店前
→西安寺
→中野区公民館
→宇土駅西口
→花園方面 とする。
- ・【3便】終点を馬之瀬小原商店前に変更(延伸)
2便の逆運行とする。
- ・【4便】廃止
R6.4~10月のべ利用者11人
★ 乗車人数 0.18人/便
(11人÷60便)
よって4便は廃止する。

廃止

枠内で完結する乗降は出来ません。
 枠内で完結する乗降は出来ません。

(※1) 障がい者割引対象者は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者。

南部線の延伸(8分)により、
 現行の時刻調整が必要である。

3便(延伸) 中野区公民館(仮) 14:45
 西安寺(仮) 14:47
 馬之瀬小原商店前(仮) 14:51

乗車人数/便 【1便】 3.47人/便
 【2便】 2.83人/便
 【3便】 0.15人/便

・その他
 花園北部線と花園南部線は1台で運行しているため、時刻は北部線と南部線を調整して最終決定する。



令和7年度地域公共交通確保維持改善事業 (地域内フィーダー系統補助)計画



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例	運 送 継 続 特 例	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
宇土市	(有)西田タクシー	(1) 網津・緑川線	赤木防火水槽	網津・緑川	宇土駅西口	往 15.9km 復 15.9km	77日	115.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	(有)西田タクシー	(1) -1網津・緑川線	赤木防火水槽	網津・緑川	宇土シティモール南口	往 18.1km 復 18.1km	78日	117.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	(有)西田タクシー	(2) 宇土北部線	住吉団地	緑川・走潟	宇土駅西口	往 18.0km 復 18.0km	76日	114.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	(有)西田タクシー	(2) -1宇土北部線	住吉団地	緑川・走潟	宇土シティモール南口	往 20.2km 復 20.2km	78日	117.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	宇城タクシー(有)	(3) 轟線	下松山地域学習センター	轟地区公民館	宇土駅西口	往 12.9km 復 12.9km	51日	51.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	宇城タクシー(有)	(4) 花園北部線	三日区公民館	上古閑	宇土駅西口	往 15.2km 復 15.2km	103日	206.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	宇城タクシー(有)	(5) 花園南部線	百合ヶ丘	宇土駅西口	(仮)馬之瀬小原商店前	往 14.4km 復 14.4km	103日	180.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	産交バス(株)	(6) 循環線	宇土シティモール南口	宇土市民会館前・宇土駅前	宇土シティモール南口	循環 11.4km 11.8km	314日	2,512.0回			路線定期	回数変更 (△26回)	東口にて接続	③
	宇城タクシー(有)	(7) 網田地区		網田地区 網津地区		.km .km					区域	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③

2.2kmの延伸

2.2kmの延伸

回数変更 (△26回)

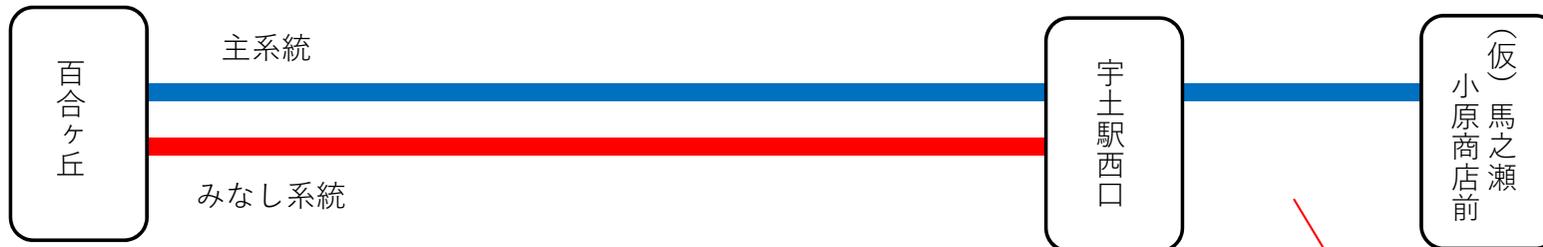
2.4kmの延伸



申請番号(5)花園南部線の内訳

運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
		起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
宇城タクシー(有)	(5) 花園南部線 (主系統)	百合ヶ丘	宇土駅西 口	(仮)馬之瀬小原商 店前	往 14.4km 復 14.4km	52日	52.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
宇城タクシー(有)	(5) 花園南部線 (みなし系統)	百合ヶ丘	松山コミュ ニティセン ター	宇土駅西口	往 12.0km 復 12.0km	103日	128.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③

※運行系統が類似する場合、異なる区間のキロ程が20%以内かつ20km以内であれば、同一系統とみなされる(みなし系統)。



異なる区間のキロ程： $2.4\text{km}/14.4\text{km} = 16.7\%$ かつ 2.4km



宇土市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(目的)
宇土市内において、高齢者等の移動手段を持たない方の通院・買い物等の日常生活の移動の確保や郊外部の交通空白地から市街地部への移動の確保、及び利用ニーズの高い医院や商業施設、公共施設間の移動を確保することを目的とする。

(必要性)
宇土市郊外部の交通空白地においては、日常の通院・買い物施設(主に宇土市街地部)への移動手段がなく、通院・買い物の施設間の移動が困難である。
そのため、既存の公共交通網を補完する目的で、郊外部の交通空白地において小回りのきくゴロン車等で巡回する乗合タクシー(ミニバス)の導入と市街地の医院や買い物施設を回遊する循環バス(コミュニティバス)を導入し、JR宇土駅とバス交通の連携強化を行った。また、従前より交通空白地域となっており高齢化率が高い宇土市網田地区へ予約型乗合タクシーを導入し、利便性の向上を図る。地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス・ミニバス・予約型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

事業の目標に対する数値指標及び目標値は次のとおりとする。

(宇土市地域公共交通計画 P.104 参照)

【コミュニティバス】

系統名	数値指標	実績値		目標値	
		R5 年度	R7 年度	R8 年度	R8 年度
内回り線・外回り線	年間利用者数	10,974 人	13,800 人	10,000 人以上	
	収支率	10.58%	13%	15%以上	

【ミニバス】

系統名	数値指標	実績値		目標値	
		R5 年度	R7 年度	R8 年度	R8 年度
全系統	年間利用者数	5,390 人	5,700 人	6,000 人	
網津・緑川線	1 便あたりの 利用者数	4.4 人	5.4 人	全路線 1 便あた り 2.0 人以上	
宇土北部線		2.3 人	3.0 人		
轟線		0.9 人	2.0 人		
花園北部線		2.7 人	3.3 人		
花園南部線		2.0 人	2.5 人		

【予約型乗合タクシー】

系統名	数値指標	実績値		目標値	
		R5 年度	R7 年度	R8 年度	R8 年度
網田地区	年間利用者数	867 人	1,107 人	870 人以上	
	収支率	20.15%	25.8%	30%以上	

※予約型乗合タクシーについては、地域公共交通計画策定時点において運行開始直後ということもあり、地域公共交通計画本体に数値指標を記載していないため、本項目で個別に設定している。

(2) 事業の効果

本事業でコミュニティバス・ミニバス・予約型乗合タクシーを維持することにより、郊外部の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保され、市街地部の回遊性が向上し、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者の状況に応じたルート改正等を行い、利用者の利便性向上を図る。
(宇土市・産交バス)
- ・無料運行を実施することにより、利用者の裾野を広げ、利用者の増加を図る。
(宇土市・産交バス)
- ・バス停を整備し、分かりやすく安心して乗車してもらえるような乗車機会の創出を図る。
(協議会・宇土市)
- ・高齢者向けに福祉関係部署と連携し説明会や、子供向けの利用啓発イベントを行う。
(協議会・宇土市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び
運送予定者

- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
- ① 予定している時刻、運行予定期間(別添「運行系統時刻表」参照)
 - ② 運行事業者の決定の経緯
H24年第2回(H24.7.11)宇土市地域公共交通会議で承認後、九州運輸局へ事業認可申請を行う。
R3年第1回(R3.6.25)宇土市地域公共交通会議で承認後、九州運輸局へ事業認可申請を行う。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
宇土市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者が管理する運行記録簿から、運行便数、利用者数、運賃収入額等を把握し、収支率を算出することとしている。

7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし





10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フューチャー系統のみ】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 該当なし (2) 事業の効果 該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 該当なし (2) 事業の効果 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

・平成 23 年 06 月 29 日 (H23 第 1 回)	協議会設立、事業内容について協議
・市民アンケート調査実施(平成 23 年 11 月 17 日～平成 23 年 12 月 5 日)	
・平成 23 年 12 月 19 日 (H23 第 2 回)	調査内容について報告
・平成 24 年 01 月 25 日 (H23 第 3 回)	新公共交通システムの方針について協議
・宇土市生活交通ネットワーク計画に係るパブリック実施(平成 24 年 3 月 2 日～3 月 13 日)	
・平成 24 年 03 月 14 日 (H23 第 4 回)	宇土市生活交通ネットワーク計画及び試行運行の報告
・平成 24 年 05 月 29 日 (H24 第 1 回)	平成 25 年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認
・平成 24 年 07 月 11 日 (H24 第 2 回)	運行事業計画の承認
・平成 25 年 02 月 20 日 (H24 第 3 回)	運行区域拡大や乗合タクシーの愛称について協議・承認
・平成 25 年 07 月 23 日 (H25 第 2 回)	平成 26 年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認
・平成 26 年 02 月 05 日 (H25 第 3 回)	平成 26 年 4 月からの運行計画及びフリー乗降区間設定の協議・承認

承認

・平成 26 年 06 月 17 日 (H26 第 1 回)	平成 27 年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認
・平成 26 年 08 月 27 日 (H26 第 2 回)	運行計画変更についての協議・承認
・平成 27 年 06 月 16 日 (H27 第 1 回)	平成 27 年 10 月からの運行計画の協議
・平成 27 年 07 月 28 日 (H27 第 2 回)	平成 28 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
・平成 28 年 06 月 (H28 書面協議)	熊本地震の影響によるルート変更及び平成 29 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認

生活交通確保維持改善計画の協議・承認

変更認定申請に係る、
協議会の開催状況の
文言追加

・平成 29 年 06 月 26 日 (H29 第 1 回)	平成 30 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
・30 年 06 月 19 日 (H30 第 1 回)	平成 31 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
・元年 06 月 25 日 (R1 第 1 回)	令和 2 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
・2 年 07 月 10 日 (R2 第 1 回)	令和 3 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
・令和 3 年 06 月 25 日 (R3 第 1 回)	令和 4 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
・令和 4 年 06 月 29 日 (R4 第 1 回)	令和 5 年度地域公共交通計画の協議・承認
・令和 5 年 06 月 27 日 (R5 第 1 回)	令和 5 年度地域公共交通計画の変更協議・承認
・令和 5 年 06 月 27 日 (R5 第 1 回)	令和 6 年度地域公共交通計画の協議・承認
・令和 6 年 01 月 23 日 (R5 第 2 回)	令和 6 年度地域公共交通計画の変更協議・承認
・令和 6 年 06 月 27 日 (R6 第 1 回)	令和 7 年度地域公共交通計画の協議・承認
・令和 7 年 01 月 23 日 (R6 第 2 回)	令和 7 年度地域公共交通計画の変更協議・承認

19. 利用者等の意見の反映状況

市民アンケート調査、区長等へのヒアリング調査、各地区での地区説明会、沿線世帯個別訪問、利用者アンケート等を実施し、市民の意見収集を図ったほか、本計画について、地域公共交通会議で協議を行っており、住民意見を十分に反映している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

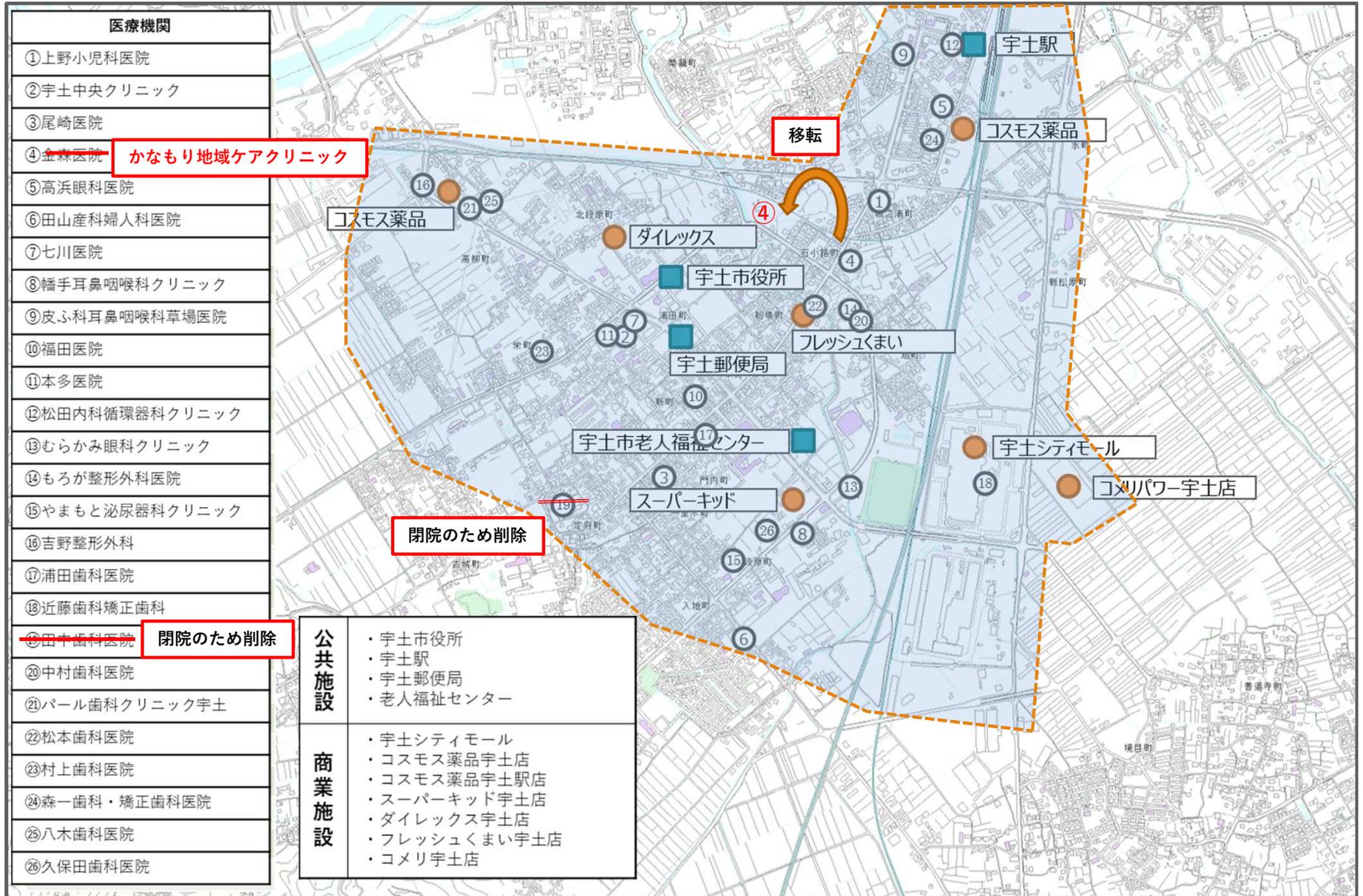
(住 所) 宇土市浦田町 5 1 番地
 (所 属) 宇土市 企画課
 (氏 名) 森山 淳子
 (電 話) 0964-27-3305
 (e-mail) kikaku01@city.uto.lg.jp





議案第3号

予約型乗合タクシー「のりのり号」 市内中心部指定乗降場所の変更について

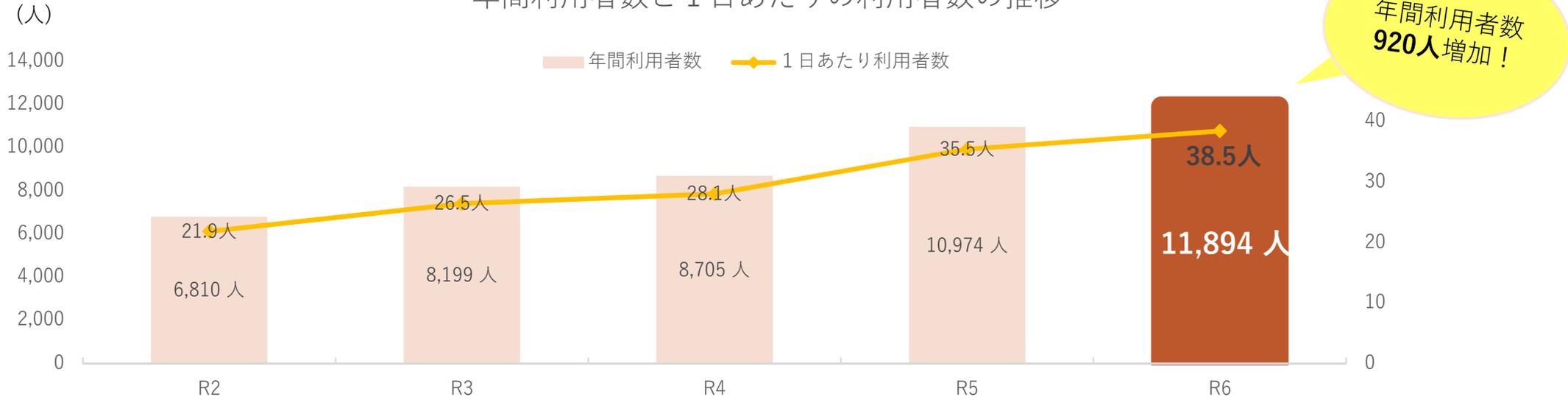




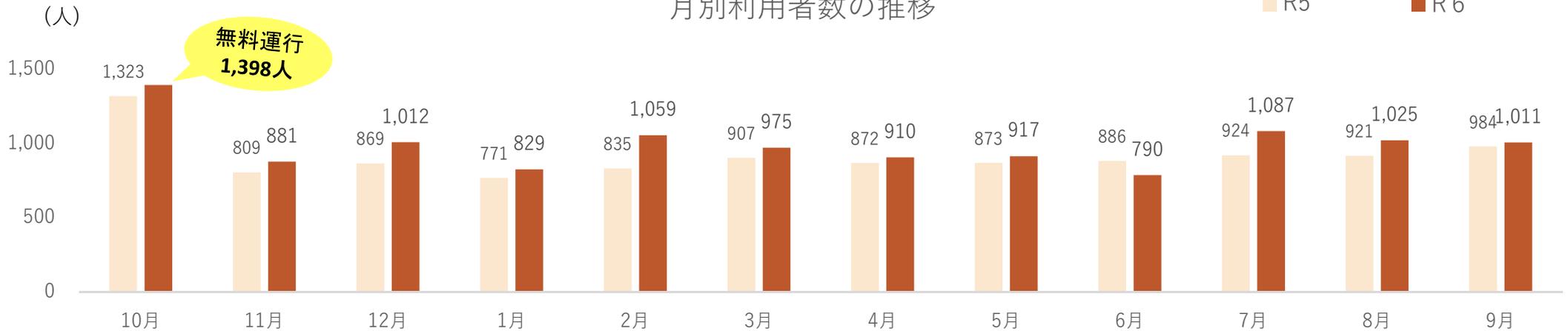
① コミュニティバス「行長しゃん号」

ア) 運行実績

年間利用者数と1日あたりの利用者数の推移



月別利用者数の推移

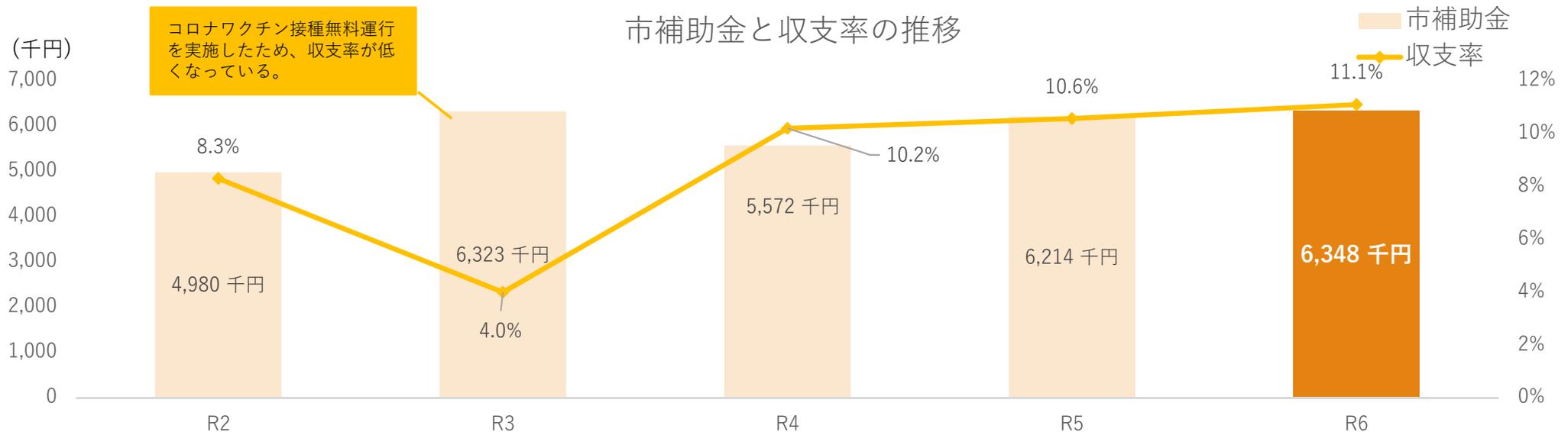




イ) 直近3年の運行事業費と収支率

年度	①運行事業費	運行事業費の財源			収支率 ②÷①
		②運賃収入	③国庫補助	市補助金 ①-②-③	
令和4年度 R3.10~R4.9	10,106,192円	1,026,935円	3,508,000円	5,571,257円	10.2%
令和5年度 R4.10~R5.9	10,734,941円	1,136,046円	3,385,000円	6,213,895円	10.6%
令和6年度 R5.10~R6.9	11,018,621円	1,221,447円	3,450,000円(見込)	6,347,174円(見込)	11.1%

利用者は増加したが、運行単価の上昇に伴い事業費も増加したため、収支率の上昇はわずかとなった。





ウ) 令和6年度 (R5.10~R6.9) の運行実績

【事業実施の適切性】

計画運行便数	実績運行便数
2,528便	2,465便

【目標達成状況】

	目標値	R6実績	達成率
年間利用者数	10,600人	11,894人	112%
収支率	12%	11.1%	93%

※実績運行便数は、車両故障や地蔵まつり、台風等による減便があった。

※利用者数は増加したが、燃料費や人件費の上昇により運行に係る経費も増加したため、収支率は前年度(10.6%)よりわずかに上昇したものの、目標値(12.0%)に届かなかった。

エ) 利用促進活動等 (R5.10~R6.9)

無料運行や乗り方教室、イベントなどに合わせた周知啓発等、乗車機会の創出と公共交通に対する意識啓発による利用促進に取り組んだ。

また、公共交通マップの配布や広報紙、HP、各種SNSにより幅広い年齢層へ情報発信を行った。

オ) 今後の利用促進活動等

- ・宇土市地域公共交通計画に基づき、利便性の向上や収支率の改善を図る。
- ・引き続き定期的に広報紙やSNS等に公共交通利用に関する記事を掲載する。
- ・高齢者福祉部門と連携し、高齢者向けの説明会時に周知広報活動を行う。

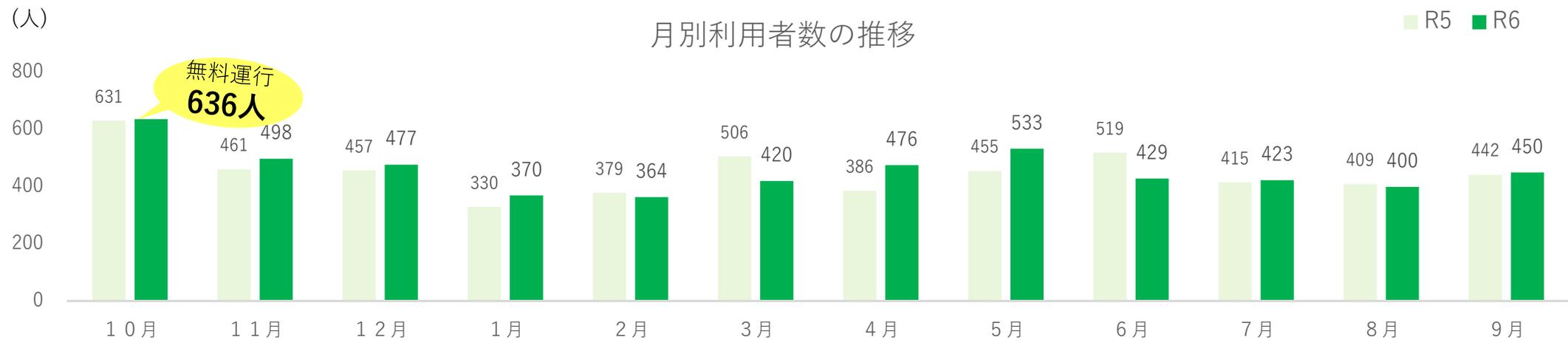
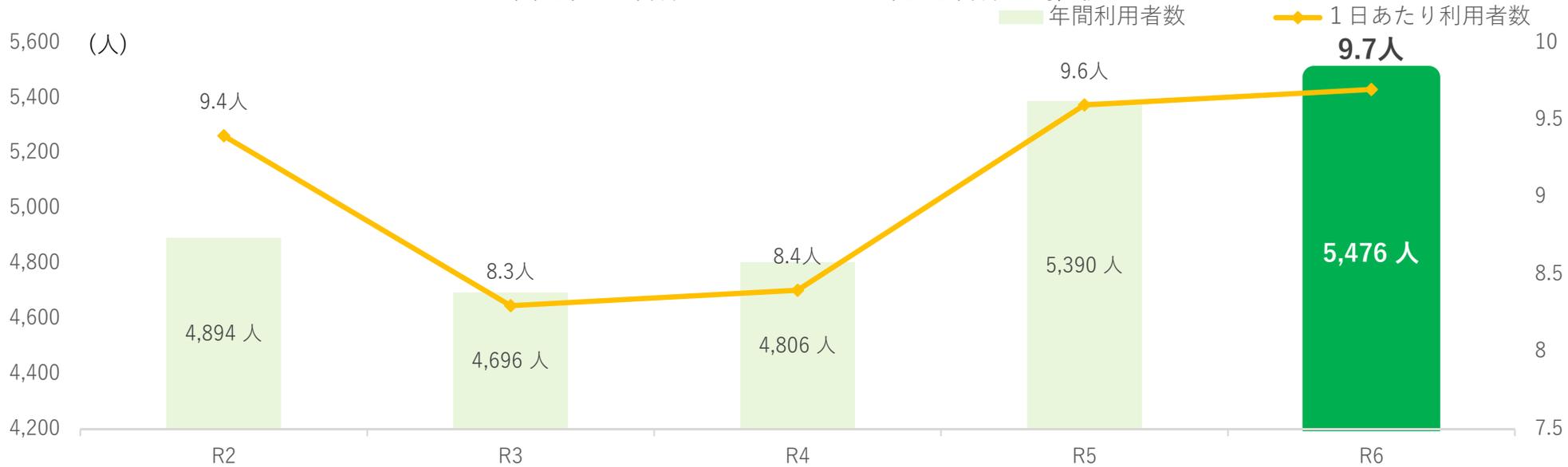


② ミニバス「のんなっせ」



ア) 運行実績

年間利用者数と1日あたり利用者数の推移

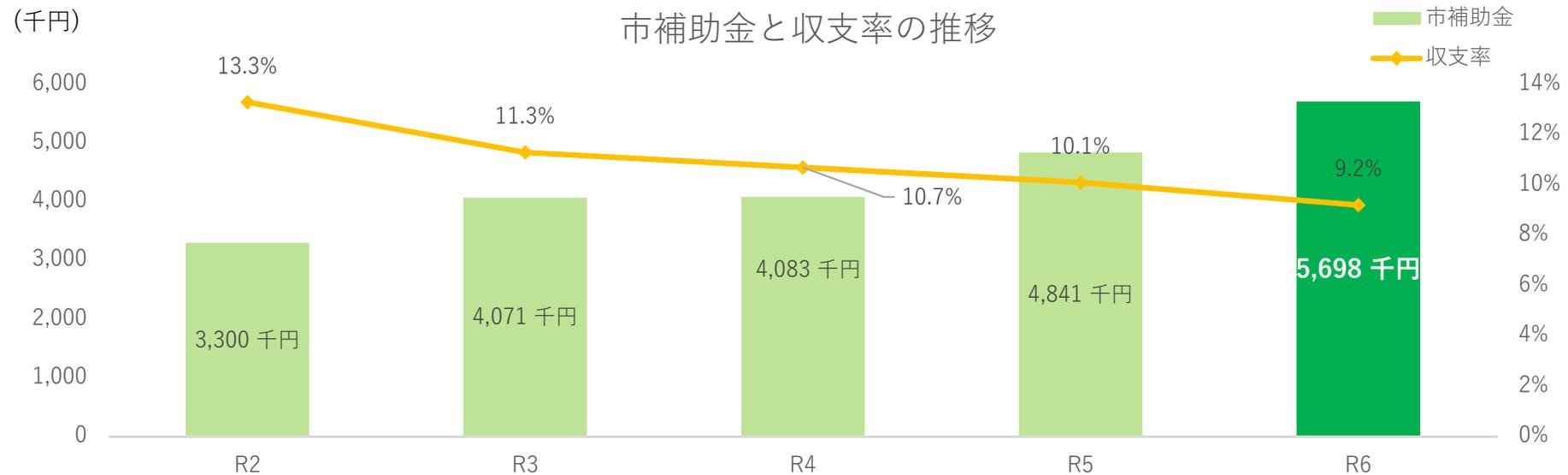




イ) 直近3年の運行事業費と収支率

年度	運行事業費 ①	運行事業費の財源			収支率 ②÷①
		運賃収入 ②	国庫補助 ③	市補助金 ①-②-③	
令和4年度 R3.10~R4.9	7,803,702円	836,365円	2,885,000円	4,082,337円	10.7%
令和5年度 R4.10~R5.9	8,101,952円	822,819円	2,439,000円	4,840,133円	10.1%
令和6年度 R5.10~R6.9	9,266,858円	851,275円	2,718,000円 (見込)	5,697,583円 (見込)	9.2%

無料運行の影響もあり、利用者数は増加したが、運行単価の上昇に伴う事業費が増加したため、収支率は低下した。

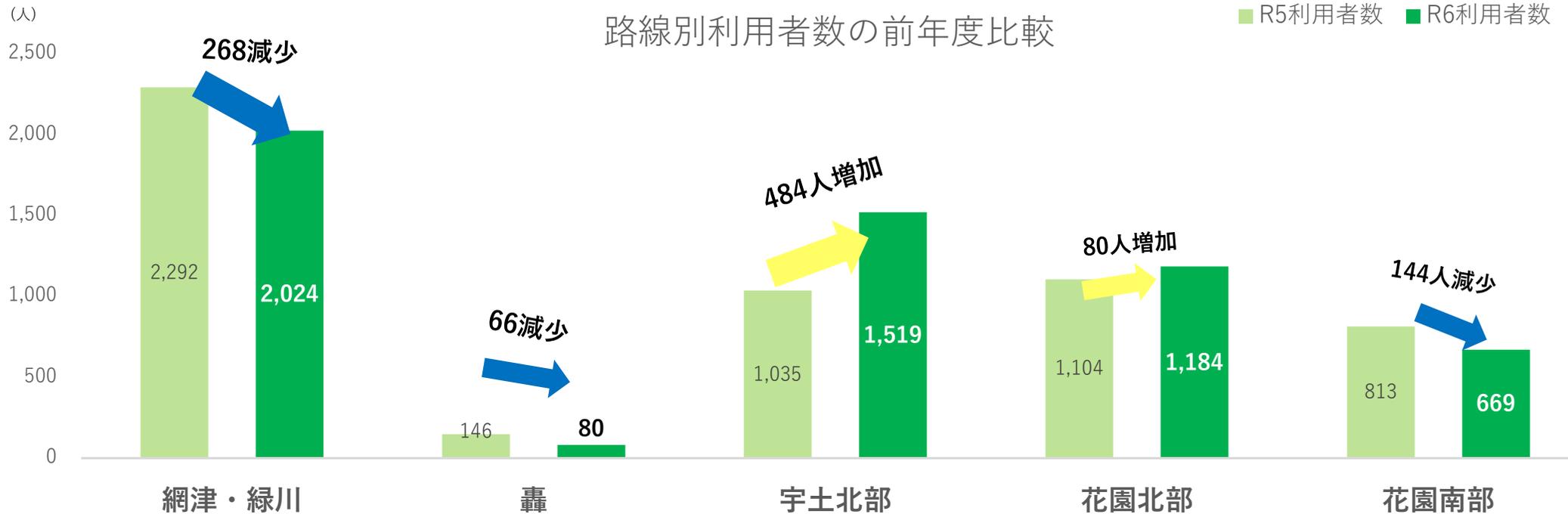




ウ) 系統別の収支率等の状況 (R5.10~R6.9)

系統	利用者数	前年増減	1日あたり利用者	前年増減	収支率	前年増減
網津・緑川 (月・木・金)	2,024人	-268人	13.2人/日	-1.7人/日	11.7%	-1.3%
轟 (木)	80人	-66人	1.6人/日	-1.2人/日	2.1%	-2.5%
宇土北部 (月・水・木)	1,519人	484人	9.8人/日	3.0人/日	9.3%	2.4%
花園北部 (水・金)	1,184人	80人	11.5人/日	0.7人/日	4.4%	-9.0%
花園南部 (水・金)	669人	-144人	6.5人/日	-1.5人/日	3.6%	-5.6%
全体	5,476人	86人	9.7人/日	0.1人/日	9.2%	-0.2%

・利用者は宇土北部線、花園北部線が増加、網津・緑川線、轟線、花園南部線が減少
 ・前年度と比較して、宇土北部線以外の収支率が低下している。





エ) 令和6年度 (R5.10～R6.9) の運行実績

【事業実施の適切性】

系統	計画運行便数	実績運行便数
網津・緑川	472便	496便
轟	156便	153便
宇土北部	468便	477便
花園北部	416便	412便
花園南部	416便	412便

【目標達成状況】

	目標値	R6実績	達成率
全系統：年間利用者数	5,300人	5,476人	103%
系統別 1便当たりの利用者数	目標値	R5実績	達成率
網津・緑川	4.0人	4.1人	103%
轟	2.0人	0.5人	25% ※目標未達成
宇土北部	3.0人	3.2人	107%
花園北部	2.3人	2.9人	126%
花園南部	2.0人	1.6人	80% ※目標未達成

※実績運行便数は、追走便による増便と、台風等による減便により運行便数の増減があった。

※目標未達成の轟線は運行エリアが市街地に近く、需要の掘り起こしが難しい。

また、花園南部線は、午前は2.83人/便～3.47人/便と需要が多いが、午後は0.15人/便～0.18人/便と需要が少ない。

オ) 利用促進活動等 (R5.10～R6.9)

老朽化したバス停や認識が困難になっているバス停の整備や、無料運行を実施し、乗車機会の創出と公共交通に対する意識啓発による利用促進に取り組んだ。

また、公共交通マップの更新・配布や広報紙、HP、各種SNSにより幅広い年齢層へ情報発信を行った。

カ) 今後の利用促進活動等

- ・ 宇土市地域公共交通計画に基づき、利便性の向上や収支率の改善を図る。
- ・ 引き続き定期的に広報紙やSNS等に公共交通利用に関する記事を掲載する。
- ・ 高齢者福祉部門と連携し、高齢者向けの説明会時に周知広報活動を行う。

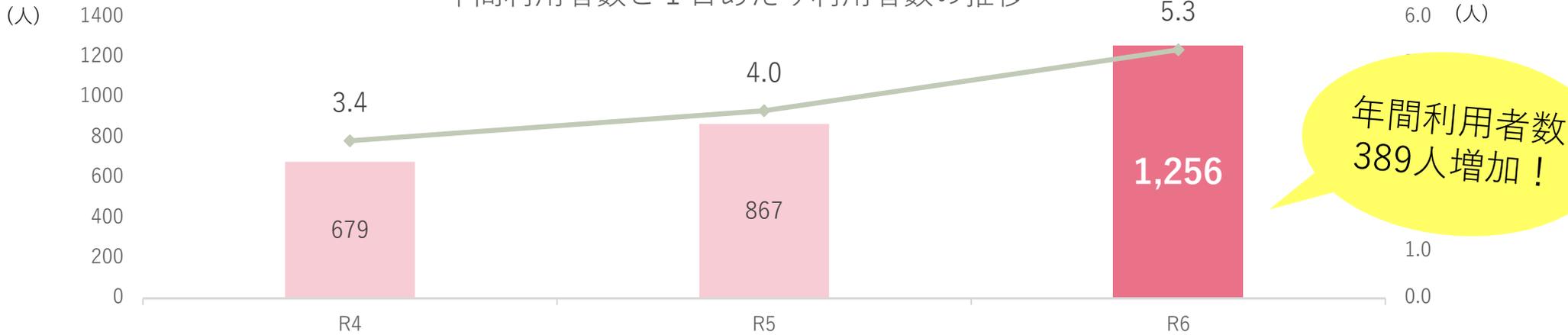


③

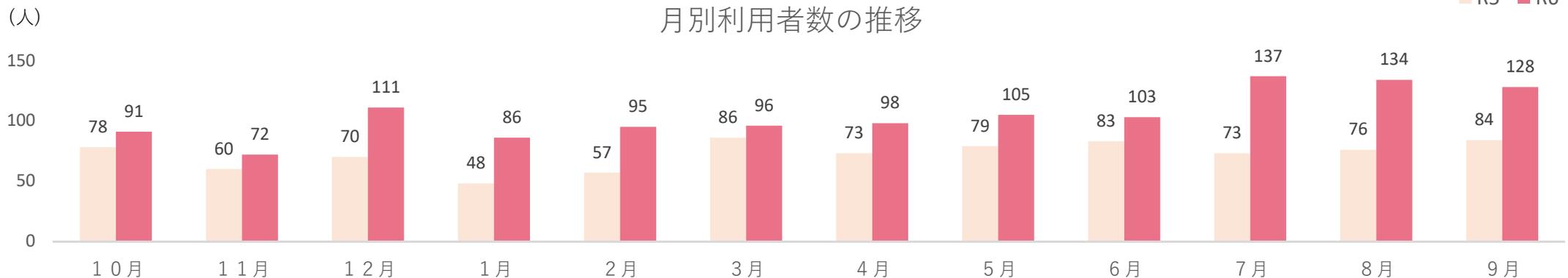
予約型乗合タクシー「のりのり号」 (旧：宇土市デマンドバス)



ア) 運行実績



年度	利用者数	1便あたり利用者	1日あたり利用者
R4 (R3.10~R4.9)	679人	1.3人/便	3.4人/日
R5 (R4.10~R5.9)	867人	1.4人/便	4.0人/日
R6 (R5.10~R6.9)	1,256人	1.7人/便	5.3人/日





イ) 直近3年間の運行事業費と収支率

年度	運行事業費 ①	運行事業費の財源			収支率 ②÷①
		運賃収入 ②	国庫補助 ③	市補助金 ①-②-③(千円未満切捨て)	
令和4年度 (R3.10~R4.9)	2,155,110円	383,723円	680,000円	1,091,000円	17.8%
令和5年度 (R4.10~R5.9)	2,571,730円	518,150円	510,000円	1,543,000円	20.1%
令和6年度 (R5.10~R6.9)	3,491,980円	748,450円	466,000円 (見込)	2,277,000円(見込)	21.4%

ウ) 登録者数と利用者の分析

①登録者数 (令和6年9月末時点)	②R6年度に利用した登録者数	R6年度に1回以上利用した登録者の割合 ②÷①
296人 (網田地区の約10.3%)	75人	25.3%

利用者分析

- ・登録者のうち、令和6年度に1回以上利用した利用者の数は、25%程度となっており、リピーターの利用が多くなっている。
- ・登録者は下網田町が最も多く、利用者は下網田町・長浜町地区の利用者が多くなっている。



エ) 令和6年度 (R5.10~R6.9) の運行実績

【事業実施の適切性】

計画運行便数	実績運行便数
1,248便	756便

【目標達成状況】

	目標値	R6実績	達成率
年間利用者数	804人	1,256人	156%
収支率	25.3%	21.4%	85% ※目標未達成

※運行便数は昨年度と比較し145便増加した。

※年間利用者数は増加したものの、運行事業費の増加により、収支率は目標値に届かなかった。

オ) 利用促進活動等 (R5.10~R6.9)

高齢者福祉部門と連携した各種説明会における周知活動や、愛称を「のりのり号」と決定する等、乗車機会の創出と公共交通に対する意識啓発による利用促進に取り組んだ。

さらに、公共交通マップの配布や広報紙、HP、各種SNSにより幅広い年齢層へ情報発信を行った。

カ) 今後の利用促進活動等

- ・宇土市地域公共交通計画に基づき、利便性の向上や収支率の改善を図る。
- ・引き続き定期的に広報紙やSNS等に公共交通利用に関する記事を掲載する。
- ・引き続き高齢者福祉部門と連携し、周知広報活動を行う。
- ・運行事業者の負担軽減と共に、利用者の利便性向上のため予約・運行管理システムを導入し、併せてスマホ教室を実施し、周知広報活動を行う。



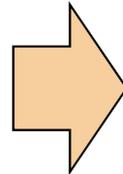
一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、協議方法等の取扱いが変更になりました。

■変更概要

令和5年10月1日付けで道路運送法が改正施行され、今後、運賃の協議については、地域公共交通会議ではなく、新たに設置する運賃料金部会（法第9条第4項定める協議会をいう。）において協議することになります。 ※運賃以外の項目は、引き続き地域公共交通会議で協議

【変更前】

- ①地域公共交通会議で協議
- ↓
- ②九州運輸局へ事業計画変更（路線延長）の認可申請



【変更後】

R6.12.10(火)～12.23 (月)

- ①パブリックコメントを実施し、住民等の意見聴取
- ↓
- ②運賃料金部会で協議

R7.1.23 (木) 【今回の報告】

- ③地域公共交通会議で運賃料金部会の協議結果を報告
- ↓
- ④九州運輸局へ事業計画変更（路線延長）の認可申請



第1回宇土市地域公共交通会議運賃料金部会の開催及び承認について

令和6年12月25日付け宇市企第253号にて、書面により令和6年度第1回宇土市地域公共交通会議運賃料金部会を開催し、協議事項について承認されました。

詳細は以下のとおりです。

1 協議事項

- (1)宇土市ミニバス「のんなっせ」花園南部線の新設停留所の運賃について
- (2)宇土市ミニバス「のんなっせ」網津・緑川線の新設停留所の運賃について

2 協議理由

宇土市ミニバス「のんなっせ」の停留所新設に伴う運賃の協議については、既存の地域公共交通会議とは別に、構成員を限定して「運賃料金部会」において協議する必要があるため。

3 新設停留所

- (1) 宇土市ミニバス「のんなっせ」花園南部線
 - ① (仮称) 中野区公民館
 - ② (仮称) 西安寺
 - ③ (仮称) 馬之瀬小原商店前
- (2) 宇土市ミニバス「のんなっせ」網津・緑川線
(仮称) 城塚防火水槽



4 運賃

1 乗車均一運賃 200円 (小学生 100円)

※小学生未満の乳幼児は無料

障がい者割引対象者 (※1) 及び障がい者割引対象者の付添人は 100円

(※1) 障がい者割引対象者は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者

5 改訂時期

令和7年4月1日 (火) 予定

6 パブリックコメントの結果について

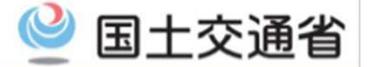
①意見募集期間 令和6年12月10日 (火) ~ 12月23日 (月)

②意見募集方法 広報紙、市ホームページ

③意見 特になし



「共創・MaaS実証プロジェクト」(令和6年度)について



地域の多様な関係者の「共創」により地域交通の維持・活性化に取り組む実証プロジェクト等を支援します！

1. 共創モデル実証運行事業

※運行（次年度に運行する場合や既存運行を活用する場合を含む）を伴う実証事業が対象となります。
運行の交通モード（鉄道・路線バス・デマンド交通・自家用有償旅客運送・タクシー・航路など）は問いません。

交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む実証事業

【補助対象事業者】 交通事業者等を含む複数の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等
（「共創プラットフォーム」）

【補助対象経費】 ・事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等
・事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費
・実証事業に要する経費

<補助率> 地域の類型に応じて、メリハリをつけた支援を展開します！（補助上限額：1億円）

A 中小都市、過疎地など 【人口10万人未満の自治体】	B 地方中心都市など 【人口10万人以上の自治体】	C 大都市など 【東京23区・三大都市圏の政令指定都市】
500万円以下は定額 500万円超部分は <u>2 / 3</u>	補助率 <u>2 / 3</u>	補助率 <u>1 / 2</u>



事業の基礎情報

実施主体	宇土市
事業実施地域	宇土市
共創の類型	官民共創 ・ 他分野共創
他分野共創の類型	医療・介護・福祉
共創パートナー	宇土市社会福祉協議会・宇土市西部老人福祉センター
運行形態	乗合タクシー
運行主体	宇城タクシー株式会社

取組の概要

(現状の地域課題と事業目的) 宇土市西部エリアの高齢化率は48.8% (R5.3末時点) となり、免許返納率 (R3.10時点約8%) も高まっている。また、路線バスの減便もあり、今後急速に移動困難な住民が増加していく。現在、西部エリアから市中心部への通院・買い物的手段として運行している予約型乗合タクシー「のりのり号」は宇城タクシー (有) が運行を担っているが、ドライバーの高齢化や人員不足の中、予約・配車・運行記録等をアナログで行っており、業務負荷が限界まできている状況。業務負荷を低減し、「のりのり号」を持続・拡張していくために、高齢者でも使用しやすい予約・運行システムのデジタル化に取り組む。

(事業の概要)

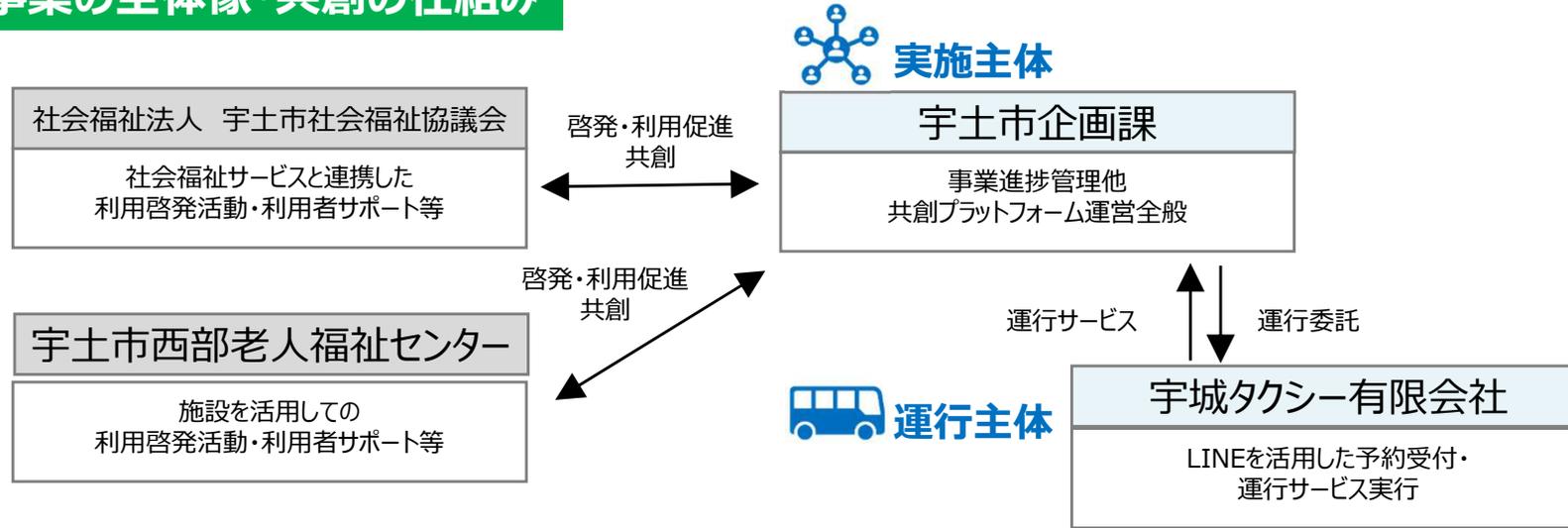
- ①運行主体：宇城タクシー(有)➡②予約型乗合タクシー予約受付・運行管理のデジタル化➡③業務効率改善・拡張検討
- ①社会福祉協議会 (福祉サービス) ➡②「のりのり号」利用啓発活動、利用登録証取得サポート➡③各種福祉サービス利用促進
- ①西部老人福祉センター (高齢者施設) ➡②「のりのり号」利用啓発活動・各種サポート、スマホ教室➡③施設サービス・CS向上
- ①システム事業者 (マーケティング・システム構築) ➡②LINE活用の予約・運行管理システム➡③高齢者にも利用しやすい予約サービス導入



宇土市予約型乗合タクシー「のりのり号」デジタル化共創プラットフォーム



事業の全体像・共創の仕組み



取組の詳細

(地域の関係者との連携・協働) これまで宇土市企画課（広報・利用者登録・補助金等）と宇城タクシー（予約・運行サービス）で、西部エリアと市中心部をつなぐ交通手段として、運行してきた予約型乗合タクシー「のりのり号」の予約・運行管理をデジタル化するため、高齢者にも使いやすい設計となっているLINE予約・運行管理システムを導入。社会福祉協議会や西部老人福祉センターとの共創により、利用啓発活動・利用促進を加速。移動困難な西部エリア高齢者の通院、買い物、福祉サービス利用を、「のりのり号」による持続可能な交通システムで支えていく。

(実証事業により見込まれる効果)

- ① 宇城タクシーの業務負荷軽減
- ② 「のりのり号」利用者増（年間延べ利用者1000人目標・前年度比約115%）
➡ 高齢者の総移動量増。それに伴う地域経済活性化、健康寿命延伸等。
- ③ LINE予約数（年間延べ200人目標）
➡ 高齢者のデジタルリテラシー向上。それに伴う福祉サービス他利用増、安全・安心な暮らし環境整備の推進。



宇土市予約型乗合タクシー「のりのり号」デジタル化実証事業 実施状況



- 12/2（月）～ 予約・運行管理システム導入
- 12/2（月）～1/31（金） 「のりのり号」デジタル化実証事業

■ のりのり号LINE予約周知啓発用 ポスター・チラシ、車両用マグネット作成

LINE予約の周知啓発のため、ポスター及びチラシを新たに作成し、公民館や地区に配布した。
また、車両用マグネットも作成した。



【周知用チラシ】



【車両用マグネット】

■ スマホ教室の開催（計4回）

- 【場所】 西部老人福祉センター
【日にち】 参加者
- ・ 令和6年12月5日（木） 5人
 - ・ 令和6年12月12日（木） 15人
 - ・ 令和6年12月20日（金） 12人
 - ・ 令和7年1月9日（木） 7人



【スマホ教室の様子】

■ 2月以降も事業継続予定



今後のスケジュール



日程	項目	備考
1月23日	第2回宇土市地域公共交通会議 宇土市地域公共交通活性化協議会	協議会からの承認
1月30日	令和6年度事業評価提出	
2月	ミニバス事業認可申請提出	
2月22～23日	第2回 ご当地キャラinうと（宇土シティ） で周知啓発活動	
3月	市HP、広報うと3月号で減便について周知 ミニバスルート改正・停留所設置事務 コミバス・ミニバス無料運行（春休み期間中1週間程度）	
4月	行政区長ヘルート見直しに伴うチラシ等配布 ミニバス改正ルートで運行開始	
6月	令和7年度第1回宇土市地域公共交通会議 宇土市地域公共交通活性化協議会	

本市の地域公共交通に関する要望及び課題について

1 予約型乗合タクシーのエリア拡充及び統一運賃に関する要望

- ・現在の対象エリア：網田地区、長部田地区、小部田地区上記3地区以外のエリアである、宇土地区、走瀧地区、網津地区(長部田地区、小部田地区を除く。)からも対象にしてほしいと要望が挙がっている。
- ・一部の地区から、現在200円～900円の地区別運賃を低廉な統一運賃にしてほしいと要望が挙がっている。

2 路線バス宇土三角間の財政負担増加の懸念、代替交通手段導入

- ・地域公共交通計画では、運行区間や運行本数の見直しを行うとともに、代替交通手段などの検討を行い、運行効率化を目指すとしている。
- ・当該路線の利用者は、主に網田小中学校の児童生徒と沿線地域の高齢者である。沿線地域の人口減少と少子高齢化により利用者数は年々減少する一方で、人件費や物価の高騰で運行経費は上昇傾向にあったため、地域公共交通計画に基づき、R6.4月に運行本数の減便を行った。その結果、1便当たりの利用者は増加し、一時的に財政負担の抑制に繋がっているが、人件費や物価の高騰で運行経費は上昇傾向にあり、再び財政負担の増加が懸念される。

3 交通事業者のドライバー不足、勤務時間制限等の問題

- ・ドライバーの高齢化問題に加え、令和6年4月から、自動車運転業務の法定労働時間が短縮されたことも影響し、ドライバー不足が今後の持続化の大きな課題である。
- ・また、交通事業者の負担軽減を図るため、予約型乗合タクシーの利用予約について、これまで電話のみとしていた方法をLINEでも予約できるようにした。これに伴い利用する高齢者の方々への周知・啓発を継続的に行っていく必要がある。

4 地域公共交通の在り方について～ライドシェアの活用～

- ・交通事業者のドライバーの高齢化及び人員不足の現状により、将来的に、市民の日常生活において「移動の自由」に支障を来す時期が到来するおそれがある。国においても、一般のドライバーが自家用車で乗客を運ぶことができる「ライドシェア」を導入する自治体への支援を強化している。今後の本市の公共交通の在り方を検討していく中で、ライドシェアの導入も見据えていく必要がある。